

第 3 3 号議案

豊川市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

豊川市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

豊川市精神障害者医療費支給条例（平成 8 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「保護者」を「家族等」に、「第 2 0 条」を「第 3 3 条第 2 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「保護者」を「家族等」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。